

公立大学法人札幌市立大学札幌市立大学発ベンチャーに関する規程

令和6年10月30日

令和6年規程第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌市立大学（以下「本学」という。）における大学発ベンチャー企業（以下「札幌市立大発ベンチャー」という。）の認定及び支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において札幌市立大発ベンチャーとは、次の各号のいずれかの要件を満たし、理事長より第6条に規定する認定を受けた企業をいう。

- (1) 本学で達成された研究成果に基づく特許や新たな技術・ビジネス手法を事業化する目的で新規に設立されたベンチャー
- (2) 創業者の持つ技術やノウハウを事業化するために、設立5年以内に本学と共同研究等を行ったベンチャー（設立時点では本学と特段の関係がなかったものも含む）
- (3) 既存事業を維持・発展させるため、設立5年以内に本学から技術移転等を受けたベンチャー（設立時点では本学と特段の関係がなかったものも含む）
- (4) 本学と深い関連のある学生ベンチャー（ただし、学生の卒業後3年以上経過した者の場合は、原則として対象外とする。）
- (5) 本学と深い関連のある教職員ベンチャー（ただし、教職員の退職後3年以上経過した者の場合は、原則として対象外とする。）
- (6) 本学からの出資がある等その他、本学と深い関連のあるベンチャー
- (7) 前各号に準ずる企業であると理事長が認めた場合

(申請)

第3条 札幌市立大発ベンチャーとしての認定を求める企業の代表者は、認定申請書（様式1）に必要書類を添えて理事長に提出するものとする。

(申請の条件)

第4条 第3条に掲げる申請は、次の各号のすべてを満たす場合に行うことができる。

- (1) 第2条に掲げるいずれかの定義に該当していること
- (2) 事業内容等が公序良俗に反しないこと
- (3) 本学に対する名誉棄損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと
- (4) 本学の教職員が起業したものにあっては、公立大学法人札幌市立大学役職員の兼業及び兼職に関する規程及び公立大学法人札幌市立大学利益相反管理規程、その他法人における関係規則等に定める所要の手続き、許可等が適正になされていること

(委員会)

第5条 第2条に掲げる札幌市立大発ベンチャーの認定要件を満たしているかどうかを審査するため、研究支援地域連携センターに、札幌市立大発ベンチャー認定審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(認定)

第6条 札幌市立大発ベンチャーの認定は、委員会の議を経て、理事長が行う。

2 理事長は、前項の規定で決定した認定の可否について、結果通知書（様式2）にて申請者に通知するものとする。

3 称号の名称は「札幌市立大発ベンチャー」とし、称号授与は、様式2の交付をもって行う。

(報告等の義務)

第7条 札幌市立大発ベンチャーの代表者（以下「代表者」という。）は、前条に規定する認定を受けた後、申請内容に変更が生じたときは、速やかに理事長に認定内容変更届出書（様式3）にて届け出るものとする。

2 代表者は、毎年7月末までに事業報告書（様式4）にて直近の事業年度の決算書の写しを添えて理事長に事業報告を行わなければならない。

3 代表者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかにその旨を理事長に報告しなければならない。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）に定める解散
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に定める破産宣告

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手続き
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に定める更生手続き
- (5) 不正競争防止法（平成5年法律第47号）第21条及び第22条に定める罰則が、
裁判によって確定した場合
(認定の取消し)

第8条 理事長は札幌市立大発ベンチャーが次の各号のいずれかに該当するときは、札幌市立大発ベンチャーの認定を取り消すことができる。

- (1) 代表者から認定取消しの申し出があったとき
- (2) 企業活動の実態がなくなったとき
- (3) 社会的信用を失墜する行為があったと認められるとき
- (4) 前条に規定する事業報告を拒否したとき
- (5) その他の理由により、札幌市立大発ベンチャーとしての認定を維持することが適当でないと理事長が判断したとき

2 理事長は、認定を取り消したときは、その旨を認定取消通知書（様式5）により当該企業に通知するものとする。

3 理事長は、認定取消し対象企業の所在が判明しない場合は、様式5による通知を本学が指定する指定場所への掲示によって行うことができる。この場合において、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が到達したものとみなす。

4 第1項の規定による認定の取消しを受けた企業は、当該取消しを受けた日以後、認定を受けていた事実を事業に使用してはならない。

（認定ベンチャーへの支援）

第9条 本学は、当該大学発ベンチャーに対し、法人の資源を生かした支援を行うことができる。

2 前項に掲げる支援を行うときは、本学における関係規則等によるものとする。

（支援期間）

第10条 第9条に掲げる認定ベンチャーへの支援期間は、付与した日から5年間とする。ただし、再申請を妨げないものとする。

（使用の制限）

第11条 認定ベンチャーは、自社の製品、サービス等の内容及び品質を保証するために、札幌市立大発ベンチャーの称号を使用してはならない。

(公表)

第12条 理事長は、札幌市立大発ベンチャーの認定又は認定の取消しを行ったときは、本学のホームページへの掲載等により公表できるものとする。

(免責)

第13条 本学は、札幌市立大発ベンチャーの認定により、認定ベンチャーの製品、サービス等の内容及び品質並びに認定ベンチャーの経営状況を保証するものではなく、認定ベンチャーが負う法的責任について、本学は何ら責任を負うものではない。

2 札幌市立大発ベンチャーの認定に関連して、本学が損害を被った場合には、本学は当該損害を生じさせた認定を受けた企業に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

(事務)

第14条 札幌市立大発ベンチャーに係る事務は本学地域連携課において行う。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和6年規程第10号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和6年10月30日から施行する。

様式 1

認定申請書

年 月 日

公立大学法人札幌市立大学
理事長 様

(申請者：企業代表者)

商号：

所在地又は住所：

代表者氏名：

印

連絡先電話番号：

E-mail：

公立大学法人札幌市立大学札幌市立大学発ベンチャーに関する規程第3条第1項の規定により、下記のとおり提出しますので、札幌市立大学発ベンチャーとして認定くださいますようお願いいたします。

なお、認定の上は、公立大学法人札幌市立大学札幌市立大学発ベンチャーに関する規程その他公立大学法人札幌市立大学が定める諸規則及び法令を遵守することを誓約します。

また、公立大学法人札幌市立大学から授与された称号の使用において、当方若しくは第三者に損害が生じた場合又はその他の不測の事態が生じた場合には、当方で処理し、公立大学法人札幌市立大学及びその関係者に損害賠償請求は一切行いません。

記

申請要件（公立大学法人札幌市立大学札幌市立大学発ベンチャーに関する規程第2条第1項から該当する記号を選択すること）

申請要件 _____

提出書類（該当する項目に☑をすること、提出された書類は返却いたしません）

- 会社・法人の登記事項証明書※個人事業主の場合は開業届出書（提出必須）
- 会社概要（提出必須、申請要件を満たすことを証明する内容であること）
- その他（書類名： _____）

以上

様式 2

結果通知書

年 月 日

(会社名)

(代表者氏名) 様

公立大学法人札幌市立大学

理事長 (氏名) 印

届け出のあった認定申請書について、公立大学法人札幌市立大学札幌市立大学発ベンチャーに関する規程第6条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

当法人は貴社を札幌市立大学発ベンチャーとして

- 認定する。授与する称号の名称は「札幌市立大発ベンチャー」とし、認定期間は認定日から5年間とする。
- 認定しない。

以上

様式 3

認定内容変更届出書

年 月 日

公立大学法人札幌市立大学
理事長 様

法人名
所在地又は住所

代表者氏名 印

公立大学法人札幌市立大学札幌市立大学発ベンチャーに関する規程第7条第1項の規定により、下記のとおり届出を行います。

記

1 変更年月日 _____年 月 日

2 変更内容 変更前： _____
変更後： _____

3 証明書類

会社・法人の登記事項証明書

その他 _____

※変更内容等が分かる書類を添えて提出すること（コピー可）

以上

様式 4

事業報告

年 月 日

公立大学法人札幌市立大学
理事長 様

商 号 :

所在地又は住所 :

代表者氏名

印

連絡先電話番号 :

E-mail :

公立大学法人札幌市立大学札幌市立大学発ベンチャーに関する規程第 7 条第 2 項の規定により、下記書類にて事業報告をします。

記

提出書類（該当する項目に☑をすること）

直近の事業年度の決算書の写し（提出必須）

その他_____

以上

